



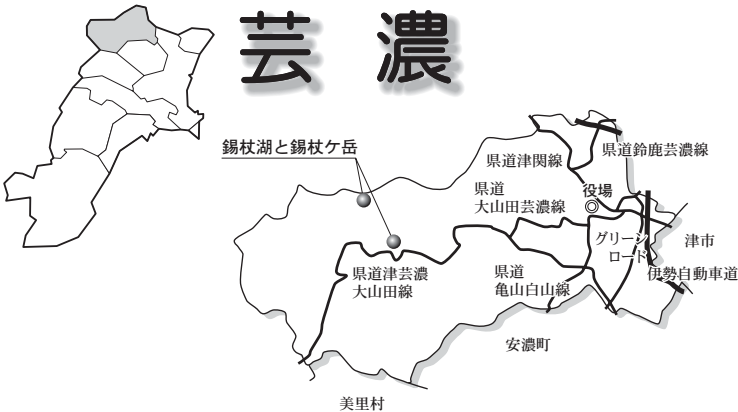
合併協議会だより 第8号

平成15年10月1日 ● 津地区合併協議会 ● ☎059(229)3450 ● FAX059(229)3451



錫杖湖と錫杖ヶ岳（芸濃町河内）

ぶらり新市めぐり 芸濃



芸濃町は、安濃川の最上流部に位置し、西は布引山地をはさんで伊賀地方に、北は亀山市や関町と接しています。

約65km²の町域のうち約65%が山林で、豊かな自然環境に恵まれています。

錫杖湖は、平成元年に完成した安濃川の水源地にある美しいダム湖で、古くから雨ごいの山として親しまれてきた錫杖ヶ岳しゃくじょうがたけにちなんで名付けられました。

湖の周辺には公園などが整備され、ふれあい公園にはローラーすべり台やテニスコートがあり、休日にはたくさんの家族連れなどでにぎわいます。

目次

1 ぶらり新市めぐり 芸濃

2 第8回津地区合併協議会での議事

3 第9回津地区合併協議会での議事

4 第9回津地区合併協議会での議事
第4回新市建設計画策定懇話会を開催

5 意見交換会を開催中
新市まちづくり計画（原案）を閲覧中

6 お便りのご紹介

7 合併協定項目
市町村合併についてご意見・ご要望をお寄せください

8 最近の動き
協議会の開催予定
合併協議会を傍聴しましょう

第8回津地区合併協議会での議事

8月20日、津市センターパレスホールで第8回津地区合併協議会が開催されました。

協議事項では、基本4項目（合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置）と、家庭ごみの収集回数や分別収集区分の取扱いなどごみ対策関係と環境対策関係の一部につ

いて協議しました。

また、新市まちづくり計画では、第6回の協議会で基本方針などの新市まちづくり計画の一部が示されましたが、今回は新市の施策などを含む新市まちづくり計画の原案が示されました。協議された事項と結果は次のとおりです。

◆協議事項◆

議 題	結 果
①合併の方式について	①原案確認
②合併の期日について	②原案確認
③新市の名称について	③原案確認
④新市の事務所の位置について	④原案確認
⑤各種事務事業の取扱いについて （ごみ対策関係その1）	⑤原案確認
⑥各種事務事業の取扱いについて （環境対策関係その1）	⑥原案確認



基本4項目を確認



合併の方式・合併の期日 新市の名称・新市の事務所の位置

合併の方式は対等合併、合併の期日は平成17年1月を目標、新市の名称は「津市」、新市の事務所の位置は現在の津市役所とすることが確認されました。



各種事務事業の取扱い （ごみ対策関係その1）

【一般廃棄物処理業の許可など（ごみ）】

一般廃棄物処理業の許可に係る手数料などは、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。

現在すべての市町村で一般廃棄物処理業の許可事務を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて行っていますが、許可申請手続きの方法と手数料は津市の例により調整します。



【リサイクル資源回収活動報奨金(集団資源回収)】

リサイクル資源回収活動報奨金は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。



現在各市町村では、ごみ減量やリサイクル活動を推進する観点から補助制度を設けていますが、この制度は合併後も存続することになりました。

なお、補助金額は1キログラム当たり6円を目途に調整します。

【家庭ごみの収集】

家庭ごみの収集方法は、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年程度で随時調整することが確認されました。

家庭ごみの収集回数、分別収集区

分および年末年始や祝日などの特別収集は、各市町村の現行制度で住民がなじんでおり、一度に統一や変更をすると混乱が生じる恐れがあることから、合併後も当分の間現行のとおりとし、随時調整します。

そして、新市が策定する一般廃棄物処理計画に基づいて、できるだけ早く新市の一体性を確保できるよう、新たな制度を整備していきます。

なお、芸濃町の粗大ごみ有料は無料にすることで調整します。

また、現在各市町村では、収集業務を直営や業務委託により行っていますが、当面は現行のとおりとし、合併後にその在り方を検討します。



【生ごみ処理機等購入費補助金】

生ごみ処理機等購入費補助金は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在各市町村では、生ごみ処理機やコンポストの購入に対する補助制度を設けていますが、この制度は合併後も存続することになりました。

なお、1世帯の限度と補助金の限度額は各市町村で差があることから、実勢価格を勘案し、生ごみ処理機は1世帯1基で限度額は2万5,000円とし、また、コンポストは1世帯1基で限度額は3,000円を目途に調整します。

【ごみ処理施設使用料】

ごみ処理施設使用料は、合併と同

時に久居市のクリーンセンターおたかの例により調整することが確認されました。

現在構成市町村内には、西部クリーンセンター、クリーンセンターおたか、河芸町美化センター、安芸美清掃センターの4つのごみ処理施設がありますが、合併後の使用料は、1トンあたり1万5,000円で一元化します。



**各種事務事業の取扱い
(環境対策関係その1)**

【し尿処理業および浄化槽清掃業の許可】

し尿処理業および浄化槽清掃業の許可に係る手数料などは、合併と同

時に津市の例により調整することが確認されました。

現在すべての市町村で、し尿処理業および浄化槽清掃業の許可事務を、法律に基づいて行っていますが、許可申請の手続きと手数料の額は津市の例により調整します。

【共同汚水処理施設修繕工事補助金】

共同汚水処理施設修繕工事補助金は、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。

現在、津市、河芸町、安濃町では、自治会などで管理する一定規模以上の共同汚水処理施設の修繕工事に対して補助金を交付していますが、合併後は修繕工事の補助対象などの補助内容は津市の例を基本とします。

第9回津地区合併協議会での議事

9月4日、津市役所大会議室で第9回津地区合併協議会が開催されました。

協議事項では、前回の協議会で提案された戸籍・住民関係、斎場関係の手数料および使用料の取扱いと私学等振興助成事務や幼稚園への援助事務の取扱いなどの学校教育関係の一部について協議しました。

協議された事項と結果は次のとおりです。

◆協議事項◆

議 題	結 果
①使用料、手数料等の取扱いについて (その2)	①原案確認
②各種事務事業の取扱いについて (学校教育関係その2)	②原案確認



議事進行の様子

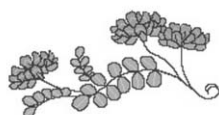


**使用料、手数料等の取扱い
(その2)**

【斎場使用料および手数料】

斎場使用料および手数料は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在津市、久居市、香良洲町に斎場があり、使用料や手数料の額に差がありますが、新市では原則として低料金の市町に合わせます。



斎場使用料の状況 (主なもの) (単位：円)

			新 市	現 況		
				津 市	久居市	香良洲町
火葬炉使用料	大人	市(町)内	3,000	3,200	3,000	10,000
		市(町)外	30,000	32,000	50,000	50,000
葬儀場使用料		市(町)内	4,000	4,000	30,900	—
		市(町)外	12,000	12,000	103,000	—

【各種証明などの手数料】

戸籍・住民関係手数料は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

戸籍関係手数料は、各市町村とも政令により同一であり、合併後も現行どおりです。住民関係手数料は、各市町村で差がありますが、新市で

は1通 200円に統一します。

ただし、住民基本台帳の閲覧は10件 200円、埋火葬許可書は無料とします。

使用料、手数料等の取扱いについて（その2）

（単位：円）

住民関係手数料	新市	各市町村の現況											
		津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村		
住民票	200	250	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300
戸籍附票	200	250	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300
印鑑登録証明書	200	250	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300
印鑑登録証	200	400	200	200	300	300	300	300	300	300	無料(再交付300)	無料(再交付300)	
身分証明書	200	250	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300
不在住証明書	200	250	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300
不在籍証明書	200	250	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300
住民票記載事項証明書	200	250	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300
住民基本台帳の閲覧	10件 200	20件 250	10件 200	大字1地区 200	20件 300	30件 300	20件 300	20件 300	20件 300	20件 300	20件 300	20件 300	20件 300
外国人登録原票記載事項証	200	250	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300
埋火葬許可書	無料	無料	無料(再交付200)	無料	300	300	300	無料	無料	無料(再交付300)	無料(再交付300)	無料(再交付300)	無料(再交付300)
死体火葬証明書	200	250	200	—	—	—	—	300	—	—	—	—	—
改葬許可証	200	250	無料	200	300	300	300	無料	無料	300	無料	無料	無料



**各種事務事業の取扱い
（学校教育関係その2）**

【私学等振興助成事務】

私学等振興助成事務は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町で、私学等振興助成事務として、補助の適用となる高校に対し各市町村在住の在籍生徒数に応じて補助金を交付していますが、新市では新たな助成基準を設け、新たな制度に基づき継続して実施します。

【私立幼稚園援助事務】

私立幼稚園援助事務は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在津市と久居市で、私立幼稚園に対し運営補助金を、また、津市では園児保護者補助金を交付していますが、新市では新たな助成基準を設け、新たな制度に基づき継続して実施します。

【就学援助事務】

就学援助事務は、合併と同時に津市の例により調整することが確認さ

就学援助の状況（津市の例）

援助項目	支給額
学用品費	国基準
通学用品費	国基準
校外活動費	1回限り実費額 (ただし、宿泊を伴わないもの)
新入学学用品費等	国基準1回限り
修学旅行費	1回限り実費額
学校給食費	実費額
医療費	実費額 (ただし、学校病治療費に限る)

れました。

現在各市町村では、経済的な理由により就学が困難な場合に、義務教育を円滑に実施するため、学用品や通学用品など必要な援助を行っていますが、各市町村で制度の運用に差があることから、新市では国の基準に基づき、認定基準や事務処理方法を津市の例により統一し、学校病治療費に限り、医療費も援助の対象とします。

【特殊教育就学奨励事務】

特殊教育就学奨励事務は、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。

現在一志町と白山町を除く8市町村では、特殊学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品購入費などの奨励費の支給を行っていますが、各市町村で制度の運用に差があることから、新市では国の基準に基づき、津市の例による内容や基準で事業を実施し、事務処理方法を統一します。

支給項目	支給額
学校給食費	実費額の2分の1
通学費	国基準 (通級を含め、通学に要する交通費を支給)
修学旅行費 (本人経費)	実費額の2分の1
校外活動費 (本人経費)	実費額の2分の1
学用品購入費	国基準
新入学児童・ 生徒学用品等	国基準
通学用品購入費	国基準

【幼稚園就園奨励補助事業事務】

幼稚園就園奨励補助事業事務は、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。

現在美里村を除く9市町村では、保護者の課税状況などに応じて保育料の減免措置や補助額を算定して保

護者に還元していますが、町村では私立幼稚園に対する補助はなく、新市では国の基準に基づいて、津市の例により各市町村立の幼稚園の保育料に対する減免措置および私立幼稚園の保育料に対する補助を実施します。

幼稚園就園奨励補助の状況（津市の例）

対象者	市立、私立幼稚園就園の保護者
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ○市立幼稚園 <ul style="list-style-type: none"> ①生活保護法による保護を受けている世帯 ②市民税が非課税となる世帯（注） ③市民税の所得割が非課税となる世帯（注） ○私立幼稚園 <ul style="list-style-type: none"> ①生活保護法による保護を受けている世帯 ②市民税が非課税となる世帯（注） ③市民税の所得割が非課税となる世帯（注） ④市民税の所得割課税額が8,800円以下となる世帯（注） ⑤市民税の所得割課税額が102,100円以下となる世帯（注） <p>（注）対象幼児と同一世帯に属し、生計を一にしている父母および父母以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）のすべての者（居住を異にするが、当該世帯と経済的に一体性を有すると認められる者を含む）</p>

※ただし、補助要件により補助金額が異なります。

第4回新市建設計画策定懇話会を開催

9月1日、津リージョンプラザで第4回新市建設計画策定懇話会が開催されました。

会議では、第8回の合併協議会で示された新市まちづくり計画の原案の説明が事務局からあり、今回は特に新市まちづくり計画の基本理念や

基本政策に基づく新市での諸施策に対し、活発な議論がありました。

委員からは、上水道を整備し安全で安い水を提供してほしい、渋滞解消のために生活道路の新設や改修をしてほしい、新市の全地域で緊急の場合でも安心できる防災や医療体制を充実してほしい、堤防や河川の改修をさらに推進してほしい、また、中心市街地の空洞化や景気が低迷する中、商業振興に関する記述を増や

すべきではないかなどの意見や要望が出されました。



懇話会の様子

意見交換会を開催中

合併協議会では、新市まちづくり計画の原案などに対して住民のみなさんからご意見をいただくため、各市町村で意見交換会を開催しています。

9月8日に白山町で開催されてから、すでにいくつかの市町村で

実施されました。

会場ではたくさんの住民のみなさんご参加を頂き、貴重なご意見、ご要望が寄せられています。

ご意見やご要望などは、新市まちづくり計画や今後の合併協議の中で反映させていただきます。



10市町村の先頭をきって開催（白山町）

新市まちづくり計画（原案）を閲覧中

新市まちづくり計画の原案は、現在各市町村の合併担当部課や支所、合併協議会事務局および合

併協議会のホームページで閲覧中です。

新市まちづくり計画（原案）に対するご意見の応募期限は、10月10日（金）までとなっていますので、ぜひご覧いただき、ご意見をお聞かせください。

お便りのご紹介



市町村合併について、協議会事務局にたくさんのご意見・ご要望をいただきありがとうございます。
お便りの中から、要約整理してご紹介します。



- ・現在の各市町村の解決すべき課題を明確にし、合併によって新市全体がレベルアップするように改善していくことが必要である。
 - ・各市町村の良い点や改善しなければならない点を住民みんなで考え合い、多くの人の知恵で住みやすい新市を作っていけば良いと思う。
 - ・広域行政のメリットである行政の経費削減ができなければ合併の意味はないと思う。
 - ・合併に対して無関心な人が多いと感じます。年齢別や自治会単位での地元説明会を数多く開催するべきだと思います。
 - ・各市町村の新規事業や改修事業は中止し、福祉や医療などの市民生活に密着に関わる新市での事業を慎重に協議してほしい。
 - ・介護タクシーの導入など、介護保険制度の充実に力を入れて欲しい。
 - ・合併して大きな市域になって考えられる緊急の課題は、地震などの天災時のライフラインの確保や整備であり、特に中心から離れた地域の防災対策は十分議論すべきである。
 - ・子どもたちが自分の身近な地域を大切にできる気持ちを持てるように、教育現場における統廃合がなされないようにしてほしい。
 - ・財政の悪化が合併の一因に挙げられていますが、その原因は行政にあり、合併することによって住民の不利益があってはなりません。
 - ・交通量などを考えると難しい面あるかもしれませんが、中心から離れた地域こそ、優先的な道路整備を望みます。それが過疎化対策にもつながると思います。
 - ・地域のコミュニティーの場としての公民館は必要であり、合併しても趣味や特技を生かして楽しめる生涯学習などを、今までどおりの場所や運営方法で行ってほしい。
 - ・新市まちづくり計画は、ハード、ソフトの両面を考え、地域社会を作り上げることが必要である。私が考える新市のまちづくり像は、市民による未来に誇れる地域社会の創生です。
- * 紙面の都合上、お寄せいただきましたお便りの一部しか掲載できませんが、ホームページでもご紹介していますのでご覧ください。

〈平成15年8月1日から8月末日到着分まで(件)〉

市町村名	お便り件数	男	女	不明	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明
津市	19	14	3	2	—	2	1	2	8	4	1	1
久居市	16	7	8	1	1	4	2	1	3	3	—	2
河芸町	4	1	3	—	—	1	1	2	—	—	—	—
芸濃町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
美里村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安濃町	2	—	2	—	—	1	—	—	—	1	—	—
香良洲町	3	2	1	—	—	—	—	2	—	—	—	1
一志町	5	4	1	—	—	—	—	1	3	1	—	—
白山町	1	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
美杉村	2	—	2	—	—	—	—	1	1	—	—	—
不明	4	—	—	4	—	—	—	—	1	—	—	3
合計	56	29	20	7	1	8	4	9	17	9	1	7
4月分からの合計	431	269	137	25	6	35	41	78	124	93	8	46

合併協定項目

協議の進ちよく状況

- 合併の方式
- 合併の期日
- 新市の名称
- 新市の事務所の位置
- 財産の取扱い
- 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- ★地方税の取扱い
- 地域審議会の取扱い
- 一般職の職員の身分の取扱い
- 特別職の職員の身分の取扱い
- 条例、規則等の取扱い
- 事務組織及び機構の取扱い
- 一部事務組合等の取扱い
- ★使用料、手数料等の取扱い
- 公共的団体等の取扱い
- 附属機関の取扱い
- 補助金、交付金等の取扱い
- 町、字の区域及び名称の取扱い
- 慣行の取扱い
- 国民健康保険事業の取扱い
- 介護保険事業の取扱い
- 消防団の取扱い
- 自治会等の取扱い
- 各種事務事業の取扱い
- 男女共同参画関係
- 人権施策
- 国内・国際交流関係
- 電算システム関係
- 広報広聴関係
- ★納税関係
- ★消防防災関係
- 交通関係
- 窓口業務
- 保健衛生関係
- 診療所(直営)
- 障害者福祉事業
- 高齢者福祉事業
- 児童福祉事業
- 生活保護事業
- その他の福祉関係
- ★ごみ対策関係
- ★環境対策関係
- 農林水産関係
- 商工・観光関係
- 都市計画関係
- ★建設関係
- 下水道事業
- 上水道事業
- 市立学校の通学区域
- ★学校教育関係
- 文化振興関係
- ★生涯学習関係
- 社会福祉協議会
- その他
- 新市建設計画
- 基本方針がすべて確認された項目
- ★基本方針が一部確認された項目
- ◎提案された項目
- 今後協議される項目

印の
見方

(平成15年9月4日現在)

津地区合併協議会では、協議会規約の規定に基づいて、合併するために必要な次の項目(合併協定項目)について現在協議を進めています。
協議の進ちよく状況は、合併協議会だよりの各号で住民のみなさんにお知らせしています。
なお、合併協定項目は変更や追加される場合があります。

市町村合併について

ご意見・ご要望を お寄せください

津地区合併協議会では、住民のみなさんから市町村合併に関する幅広いご意見やご要望をいただきながら、今後の協議に役立てたいと考えています。

すでに多くのご意見をお寄せいただいております。こうしたご意見は、事務局で取りまとめ、今後の誌面ですの限りご紹介していきます。

●性別 男・女 ●年齢 歳

●住所 津市・久居市・河芸町
芸濃町・美里村・安濃町
香良洲町・一志町・白山町
美杉村・その他()

▼次のご意見を公表してもよろしいですか
はい・いいえ

1510

▼ご意見欄

（切り取り線）

のりしろ

のりしろ

ご協力ありがとうございました。

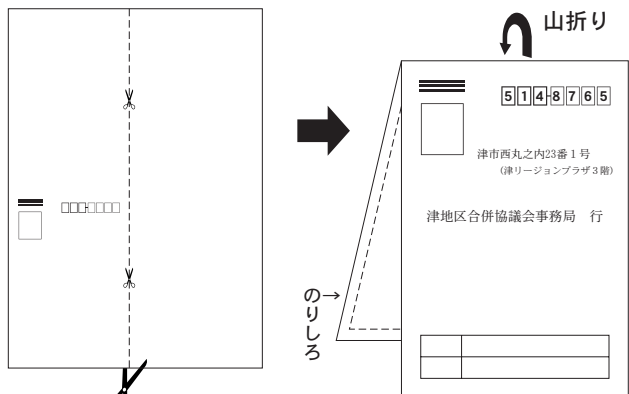
のりしろ

返信用封筒の作り方

市町村合併についてのご意見・ご要望を事務局までお送りください。

裏面のご意見欄と所定のアンケート項目にご記入の上、点線部分に沿って切り取ると返信用の封筒になります。

下図のように二つ折りにしてのり付けした上で、郵送してください。（切手は必要ありません）



切り取り線に沿ってページから切り離します。

のりでとめてください。

～みんなで考えよう！市町村合併～

(山折り)

料金受取人払

津中央局
承認

1273

差出有効期間
平成17年3月
末日まで有効

●切手不要

5 1 4 - 8 7 6 5

津市西丸之内23番1号

(津リージョンプラザ3階)

(切り取り線)

津地区合併協議会事務局 行



※差し支えなければ、ご記入ください。

ご住所	
お名前	

最近の動き

- 9月4日 第9回津地区合併協議会を開催
- 8日 白山町で意見交換会を開催
- 9日 芸濃町で意見交換会を開催
- 10日 香良洲町で意見交換会を開催
- 12日 美杉村で意見交換会を開催
- 24日 河芸町で意見交換会を開催
- 25日 第10回津地区合併協議会を開催
- 26日 安濃町で意見交換会を開催
- 29日 久居市で意見交換会を開催
- 30日 津市で意見交換会を開催
- 10月1日 合併協議会だより第8号を発行
一志町で意見交換会を開催

協議会の開催予定

●第11回津地区合併協議会

とき 10月9日(木) 午後1時～

ところ 津市センターパレスホール (津センターパレス5階)

●第12回津地区合併協議会

とき 10月23日(木) 午後1時～

ところ 久居市総合福祉会館3階大集会室

合併協議会を 傍聴しましょう

津地区合併協議会では、協議会を公開で行っています。会場に傍聴席を設けていますので、受付でお申し出ください。

なお、合併協議会に提出された資料は、合併協議会事務局および構成市町村の合併担当部課やホームページで閲覧できます。

編集/発行

津地区合併協議会事務局

(津リージョンプラザ3階)

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎059(229)3450/FAX059(229)3451

Eメール gappei@city.tsu.mie.jp

ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp>